

議案第 7 9 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことに伴い、本市特別職の職員の旅費の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(議会議員の議員報酬及び費用弁償) 第2条 (略) 2 (略) 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし</u>別表第1のとおりとする。<u>ただし、市内において職務を行うために要する費用弁償の額は、勝山市職員の旅費支給に関する条例(昭和29年勝山市条例第23号)第8条第9項の規定に基づく勤務地内旅費支給規則(昭和29年勝山市規則第18号)第3条に規定する額(以下「一般職の勤務地内旅費支給額」という。)とし、宿泊料については特別の事由の場合を除くほかこれを支給しない。</u> (教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償) 第4条 (略)	(議会議員の議員報酬及び費用弁償) 第2条 (略) 2 (略) 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費とし</u>、別表第1のとおりとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償) 第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし** 別表第3のとおりとする。**ただし、市内において職務を行うために要する費用弁償の額は、一般職の勤務地内旅費支給額とする。**

(附属機関の委員の報酬及び費用弁償)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし** 別表第4のとおりとする。**ただし、市内において職務を行うために要する費用弁償の額は、一般職の勤務地内旅費支給額とする。**

(産業医の報酬及び費用弁償)

第5条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし** 別表第5のとおりとする。**ただし、市内において職務を行うために要する費用弁償の額は、一般職の勤務地内旅費支給額とする。**

別表第1(第2条関係)

議会議員の議員報酬及び費用弁償

区分	議員報酬	費用弁償
----	------	------

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費とし**、別表第3のとおりとする。 _____

(附属機関の委員の報酬及び費用弁償)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費とし**、別表第4のとおりとする。 _____

(産業医の報酬及び費用弁償)

第5条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、**その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費とし**、別表第5のとおりとする。 _____

別表第1(第2条関係)

議会議員の議員報酬及び費用弁償

区分	議員報酬	費用弁償
----	------	------

	報酬 (月額) 円	鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃 (1キロ メートル につき) 円	日当 (1日に つき) 円	宿泊料 (1夜に つき) 円	食卓料 (1夜に つき) 円
議長	440,000	市長相当額	現に支払った旅客運賃	37	3,000	13,900	3,000
副議長	370,000			37	2,800	13,200	2,800
議員	350,000			37	2,600	12,300	2,600

別表第3(第4条関係)

教育委員会委員等の報酬及び費用弁償

区分	報酬		費用弁償					
			円	鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃 (1キ ロメ ー ト ルに つき) 円	日当 (1日 につ き) 円	宿泊 料 (1夜 につ き) 円
教育委	委員	月額37,000	市長相	現に支	37	2,400	10,200	2,400

	(月額) 円	鉄道賃及び 船賃	航空賃	宿泊手当 (一夜当たり) 円	宿泊費 (一夜当たり) 円
議長	440,000	市長相当額	現に支払った旅客運賃	市長相当額	市長相当額
副議長	370,000				
議員	350,000				

別表第3(第4条関係)

教育委員会委員等の報酬及び費用弁償

区分	報酬		費用弁償			
	円		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	宿泊手 当 (一夜当 たり) 円	宿泊費 (一夜当 たり) 円
教育委員	委員	月額37,000	市長相	現に支	市長相	市長相

員会			当旅客	払った				0	
監査委員	知識経験委員	月額65,000	運賃	旅客運賃					
	議会選出委員	月額33,000							
農業委員会	会長	月額22,000に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							
	職務代理	月額18,000に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							
	農業委員	月額15,000円に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							

会			当旅客	払った					
監査委員	知識経験委員	月額65,000	運賃	旅客運賃				当額	当額
	議会選出委員	月額33,000							
農業委員会	会長	月額22,000に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							
	職務代理	月額18,000に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							
	農業委員	月額15,000に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額							

	農地利 用最適 化推進 委員	月額12,000 円に、予算 の範囲内に おいて市長 が定める額 を加算した 額						
選挙管 理委員 会 公平委 員会 固定資 産評価 審査委 員会	委員長	月額8,500 (但し 、職務 に従事する 時間が3時 間30分を超 えない場合 5,700)						
	委員	月額7,500 (但し 、職務 に従事する 時間が3時 間30分を超 えない場合 5,000)						

別表第4(第5条関係)

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償

	農地利用 最適化推 進委員	月額12,000__ に、予算の範囲 内において市 長が定める額 を加算した額						
選挙管理 委員会 公平委員 会 固定資産 評価審査 委員会	委員長	月額8,500(た だし 、職務に従 事する時間が3 時間30分を超 えない場合5,7 00)						
	委員	月額7,500(た だし 、職務に従 事する時間が3 時間30分を超 えない場合5,0 00)						

別表第4(第5条関係)

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償

区分	報酬 (日額) 円	費用弁償					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃 (1キロ メートル につき) 円	日当 (1日 につき) 円	宿泊 料 (1夜 につき) 円	食卓 料 (1夜 につき) 円
会長(これに 準ずる者を含 む。)	7,500(但 し、職務に 従事する 時間が3時 間30分を 超えない 場合5,00 0)	6級の 課長相当 旅客運賃	現に支 払った 旅客運賃	37	2,200	10,20 0	2,200
委員(これに 準ずる者を含 む。)	7,000(但 し、職務に 従事する 時間が3時 間30分を 超えない 場合4,70 0)						

区分	報酬 (日額) 円	費用弁償			
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	宿泊手 当 (一夜当 たり) 円	宿泊費 (一夜当 たり) 円
会長(これに準ずる 者を含む。)	7,500(ただし、 職務に従事す る時間が3時間 30分を超えな い場合5,000)	7級以下 職員相当 旅客運賃	現に支 払った 旅客運賃	7級以下 職員相当 額	7級以下 職員相当 額
委員(これに準ずる 者を含む。)	7,000(ただし、 職務に従事す る時間が3時間 30分を超えな い場合4,700)				

別表第5(第5条の2関係)

区分	報酬 円	鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃 (1キロ メートルに つき) 円	日当 (1日に つき) 円	宿泊料 (1夜に つき) 円	食卓料 (1夜に つき) 円
産業医	年額12 0,000 診断1回 <u>あたり</u> 2 0,000	市長相 当旅客 運賃	現に支 払った 旅客運 賃	37	2,400	10,200	2,400

備考

7級以下職員は、勝山市職員の給与に関する条例別表第2による当該級以下の職員をいう。

別表第5(第5条の2関係)

区分	報酬 円	鉄道賃及 び船賃	航空賃	宿泊手当 (一夜当 たり) 円	宿泊費 (一夜当 たり) 円
産業医	年額120,00 0 診断1回 <u>当</u> <u>たり</u> 20,000	市長相 当旅客運賃	現に支 払った 旅客運 賃	<u>市長相当</u> <u>額</u>	<u>市長相当</u> <u>額</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。